



三重県公報

令和7年4月22日（火）

第 610 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
37	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	2
	告 示		
308	包括外部監査契約を締結した旨	(総務課)	2
309	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(国際戦略・プロ モーション推進課)	3
310	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消防・保安課)	3
311	介護保険法の規定による指定試験実施機関の指定	(長寿介護課)	3
312	介護保険法の規定による指定研修実施機関の指定	(同)	4
313	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	4
314	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	4
315	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	5
316	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退	(同)	5
317	三重県地方卸売市場の利用料金の承認	(農産物安全・流通課)	5
318	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	6
319	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
	公 告		
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税収確保課)	8
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	8
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	8
	同件	(同)	8
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	9
	同件	(同)	9
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	9
	正 誤		
	令和7年3月31日付け三重県公報号外	(税務企画課)	13

規 則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年四月二十二日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県規則第三十七号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等） 第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和八年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容並びに償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。	（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等） 第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和七年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容並びに償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 308 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 包括外部監査契約の期間の始期

令和7年4月1日

- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大島 嘉秋
住所 愛知県名古屋市中千種区徳川山町2丁目2番15号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

三重県告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社近鉄リテーリング
大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目5番13号
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
伊勢志摩サミットオリジナルグッズの販売代金
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第310号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
イワタニ三重株式会社	津市栗真中山町145	令和7年4月7日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第2号（第二号認定）

三重県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、介護支援専門員の指定試験実施機関を次の通り指定しました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県津市桜橋二丁目131番地
名 称 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
代表者 井村 正勝
- 2 指定をした年月日
令和7年4月1日
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和13年3月31日まで

三重県告示第 312 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 33 第 1 項の規定により、介護支援専門員の指定研修実施機関を次の通り指定しました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体
所在地 三重県津市桜橋二丁目 131 番地
名 称 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
代表者 井村 正勝
- 2 指定をした研修
三重県介護支援専門員実務研修
三重県介護支援専門員実務未経験者更新研修
三重県介護支援専門員再研修
- 3 指定をした年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 313 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	田中内科医院	亀山市天神 2 丁目 3-6	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	みんなの薬局	桑名市西別所 296-1	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	エール調剤薬局保々店	四日市市市場町 3117-7	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	こもれび薬局	四日市市羽津町 15-28 第八日和ハイツ 1 階	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	とみすはら調剤薬局	四日市市天カ須賀 5 丁目 4 番 12 号	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	V・d r u g 川越富洲原薬局	三重郡川越町豊田城ノ内 304-4	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護	訪問看護あんじゅ	桑名市福島 936	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション デューン鈴鹿	鈴鹿市神戸 1 丁目 22 番 35 号 第 4 不二ビル 102 号室	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護	m u k u 訪問看護ステーション	津市寿町 12-19	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護	花はな訪問看護ステーション	松阪市小黒田町 523-2 ユーロハイツ 102 号	令和 7 年 4 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション 虹の夢 玉城	度会郡玉城町蚊野 2155 番地	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 314 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	在宅訪問くわな南薬局	桑名市安永 847-1		薬局	令和 7 年 3 月 1 日
薬局	阪神調剤薬局 三重	津市江戸橋 2 丁目 27		薬局	令和 7 年

	大前店				3 月 1 日
薬局	とみすはら調剤薬局	四日市市天カ須賀 5 丁目 4 番 12 号		薬局	令和 7 年 4 月 1 日
薬局	V・drug 川越富洲原薬局	三重郡川越町豊田城ノ内 304-4		薬局	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 315 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	みんなの薬局桑名	さつき薬局	みんなの薬局桑名		薬局	令和 7 年 2 月 2 日

三重県告示第 316 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退がありました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	辞退年月日
病院・診療所	国立大学法人 三重大学 医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	矯正歯科	歯科矯正	令和 7 年 3 月 31 日
薬局	長谷川薬局	四日市市楠町南五味塚 846		薬局	令和 7 年 4 月 1 日

三重県告示第 317 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県地方卸売市場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、平成 23 年 7 月 29 日付け三重県告示第 512 号は、廃止します。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定管理者
みえ中央市場マネジメント株式会社
代表取締役 中尾 兼隆
- 2 施設の名称及び利用料金の額
三重県地方卸売市場

利用料金の種別		金額（月額）	
卸売業者市場利用料金		0 円	
仲卸業者市場利用料金		0 円	
卸売業者売場利用料金	青果部	1 平方メートルにつき	492 円
	水産物部	1 平方メートルにつき	492 円
低温売場利用料金	青果部	1 平方メートルにつき	515 円
	水産物部	1 平方メートルにつき	492 円
仲卸業者売場利用料金		1 平方メートルにつき	972 円
買荷保管積込所利用料金	既設部分	1 平方メートルにつき	1,188 円
	増設部分	1 平方メートルにつき	194 円

青果保冷配送施設利用料金		1 平方メートルにつき	702 円
倉庫利用料金	コンテナの保管に供するもの	1 平方メートルにつき	324 円
	コンテナの流通に供するもの	1 平方メートルにつき	184 円
	その他のもの	1 平方メートルにつき	706 円
冷蔵庫利用料金		1 棟(建物、機械一式)につき	801,360 円
製氷施設利用料金		1 棟(建物、機械一式)につき	89,280 円
関連商品売場利用料金		1 平方メートルにつき	972 円
業者事務所利用料金		1 平方メートルにつき	900 円
金融機関事務所利用料金		1 平方メートルにつき	972 円
加工施設利用料金	青果部	1 棟につき	504,720 円
	水産物部	1 平方メートルにつき	516 円
敷地利用料金		1 平方メートルにつき	94 円

3 利用料金の承認年月日

令和 7 年 3 月 31 日

4 利用料金の適用年月日

令和 7 年 4 月 22 日

三重県告示第 318 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表第 15 号の項（C）の欄を次のように改める。

副業・兼業人材の活用に要する経費

別表 1(6)の表中第 16 号の項を削る。

別表 1(7)の表に次のように加える。

3	起業支援事業費補助金	県外から移住して、デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的として起業等をする者を支援し、産業振興及び地域の活性化を図る。	デジタル技術を活用した地域課題の解決を目的とする起業等に要する経費及び起業等に向けた伴走支援を行うために要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------	---	---	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 319 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ニトリ鈴鹿店

鈴鹿市三日市町字小中野 1521 番 2 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目 2 番 39 号	似鳥 昭雄

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 7 年 11 月 29 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,725.3 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	151 台	縦覧による
合 計	151 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	20 台	縦覧による
合 計	20 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	97.8 m ²	縦覧による
合 計	97.8 m ²	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	30.0 m ³	縦覧による
合 計	30.0 m ³	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前 9 時	午後 9 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合 計	3 箇所	

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日

令和 7 年 3 月 28 日

- 8 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間
令和7年4月22日から同年8月22日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

免 税 証 の 種 類	用途	番号	枚数	有効期間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 名 称	紛失年月日
2000券	農業	52432515006	1	令和6年7月19日～ 令和7年4月25日	有限会社山本石油店	令和7年4月5日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

須賀井土地改良区（松阪市嬉野権現前町423番地2）

就任理事

松阪市嬉野新屋庄町451番地

前 田 俊 子

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

櫛田上土地改良区（松阪市豊原町1077番1）

退任理事

松阪市豊原町210番地

平 岡 英 郎

就任理事

松阪市豊原町275番地8

松 田 幹 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和7年4月22日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

嬉野町三郷井土地改良区（松阪市嬉野平生町697番地1）

退任理事

松阪市嬉野天花寺町482番地

森 田 成 夫

〃 〃 559番地1

山 際 肇

〃 〃 478番地1

藤 井 亨 一

〃 嬉野宮古町1017番地

脇 田 信 親

〃 〃 1005番地

上 田 俊 篤

〃 〃 936番地

脇 田 義 己

沖縄県宜野湾市我如古二丁目32番地1

本 田 勝 哉

松阪市嬉野平生町 16 番地 2

田 端 孟 雄

" " 697 番地 1

小 坂 智

退任監事

松阪市嬉野平生町 754 番地

今 井 淳

" 嬉野宮古町 929 番地

脇 田 研 二

就任理事

松阪市嬉野平生町 697 番地 1

小 坂 智

" " 723 番地 1

田 中 実

松阪市嬉野天花寺町 517 番地

加 藤 豊

" " 523 番地

金 川 浩 忠

" 嬉野宮古町 1005 番地

上 田 俊 篤

" " 936 番地

脇 田 義 己

沖縄県宜野湾市我如古二丁目 32 番地 1

本 田 勝 哉

松阪市嬉野天花寺町 482 番地

森 田 成 夫

" 嬉野宮古町 1018 番地 4

脇 田 和 広

就任監事

松阪市嬉野宮古町 950 番地

津 村 善 博

" 嬉野天花寺町 501 番地

増 田 光 宏

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 12 月 20 日に終了した旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
三重郡菰野町大字田口

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 27 日に終了した旨、三重県四日市農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
三重郡菰野町大字小島

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 22 日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 賃貸借契約の案件名
ファイルサーバ更新に伴うシステム再構築及びサーバ機器賃貸借 1 式
 - (2) 契約の特質等
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和 12 年 9 月 30 日（月）まで

イ 再構築期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

ウ 賃貸借期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 12 年 9 月 30 日（月）まで

(4) 履行場所（納入場所）

三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部情報管理課外

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(2)の機器等リスト（別紙様式 1）及び機能確認書（別紙様式 2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書、(2)に掲げる機器等リスト（別紙様式 1）及び機能確認書（別紙様式 2）を令和 7 年 5 月 8 日（木）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)（最終版）、(3)、(4)及び(5)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書（第 1 号様式）

(2) 機器等リスト（別紙様式 1）及び機能確認書（別紙様式 2）

提出された機器等リスト及び機能確認書に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。提案機器等一覧には、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクのおそれがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器等の確認には 2～3 週間を要する見込みです。

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(5) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 村井

電話 059-222-0110 (内線) 2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年6月5日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年6月2日（月）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年6月2日（月）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年6月5日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年6月5日（木）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 ファイルサーバ更新に伴うシステム再構築及びサーバ機器賃貸借入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年6月5日（木）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

System Reconstruction and Server Equipment Lease Associated with File Server Renewal

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, June 5, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, June 5, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, June 5, 2025.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL: 059-222-0110 (EXT. 2261)

FAX: 059-226-9917

正 誤

令和7年3月31日付け三重県公報号外に登載しました、三重県県税条例の一部を改正する条例中

ページ	行	誤	正
10	下から 11	△県庁舎敷地内	△県庁舎敷地内

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
